

制定日 平成18年4月01日

改定日 平成28年4月23日

辻堂東海岸三丁目町内会 自主防災会規定書

(名 称)

第1条 辻堂東海岸三丁目町内会 自主防災会（以下、「本自主防災会」と略す。）を名称とする。

(目 的)

第2条 本自主防災会は、住民の隣保共同の精神に基づく防災活動を行なうことにより、地震、津波、その他の自然災害（以下、「地震等災害」と略す。）による被害の軽減を図り、並びにその事前の住民意識の向上を図ることを目的とする。

(防災活動)

第3条 本自主防災会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる各号の防災活動を行なう。

- 一 地震等災害に係わる知識の普及
- 二 災害訓練の実施
- 三 地震等災害の発生時における情報収集伝達、避難誘導・警備、救出援護及び給食給水・初期消火
- 四 防災資機材の備蓄、その維持管理

(会 員)

第4条 本自主防災会は、辻堂東海岸三丁目町内会（以下、「本会」と略す。）に従属し、辻堂東海岸三丁目（以下、「本地区」と略す。）の域内に住所を有して且つ本自主防災会の目的に賛同する世帯をもって会員とする。

(役 員)

第5条 本自主防災会の役員は、次に掲げる各項で構成する。

- 第1項 一 会長 本会の会長1名を、本自主防災会の会長とする。
- 二 副会長 本会の副会長2名以内を、本自主防災会の副会長とする。
- 三 会計 本会の会計2名以内を、本自主防災会の会計とする。
- 四 監査役 本会の監事1名を、本自主防災会の監査役とする。

第2項 役員は、会員の互選もしくは会長の指名による。

第3項 役員の任期は2年とし、就任年度の4月を任期の起算月とし、翌年度の3月を

任期の満了月とする。但し、役員の新任を妨げない。

第4項 役員に欠員を生じるとき、会長はその任にあたる者を指名する。

(役員の新務)

第6条 役員は、次に掲げる任に当たる。

第1項 会長は、本自主防災会を代表して会務を統括し、前記第3条に掲げる防災活動の指揮命令を行う。

第2項 副会長は、本自主防災会の会長を補佐し、会長が任に当たれないときはその代理を行う。

第3項 会計は、本自主防災会の会計事務を行う。

第4項 監査役は、本自主防災会の会計を監査する。

(組 織)

第7条 会長は、次に掲げる組織を編成し、別表に示す。

- 一 会長は、本会の防災、防犯及び相談役を、本自主防災会の補佐に置く。
- 二 会長は、情報収集伝達班、避難誘導・警備班、救出救護班及び給食給水・初期消火班の組織を編成する。
- 三 会長は、情報収集伝達班を直轄し、前記班に班長1名と班員若干名を置く。
- 四 会長は、避難誘導・警備班に班長1名と班員若干名を置く。
- 五 会長は、救出救護班に班長1名と班員若干名を置く。
- 六 会長は、給食給水・初期消火班に班長1名と班員若干名を置く。
- 七 会長は、地震等災害の発生時より適切な期間まで、直接または副会長を介して、避難誘導・警備班、救出救護班及び給食給水・初期消火班を指揮命令する。
- 八 副会長は、本自主防災会の監査役をその補佐として置く。

(運 営)

第8条 本自主防災会の運営は、次に掲げる各項による。

第1項 本自主防災会は、会長が招集する。

第2項 前記第3条に掲げる防災活動の審議は、本会の役員会が行ない、本自主防災会の審議とみなす。

第3項 前記審議による防災活動計画は、本会の会員総会の事業計画に定める防災活動計画をもって、本自主防災会の防災活動計画とみなす。

第4項 前記防災活動計画の実施による記録の報告は、本会の役員会において会長が報告することにより、本自主防災会の報告とみなす。

第5項 本自主防災会の収入は、本会の防災防犯費から充当する。

- 第6項 本自主防災会の監査は、本会の会員総会の監査をもって替える。
- 第7項 本自主防災会の規定書の変更は、本会の役員会の過半数の議決により決定され、本自主防災会の決定とみなして改定する。
- 第8項 本自主防災会の規定書の改定日は、本条第7項の決定の日とする。

(付則)

- 第9条 本自主防災会の事務所を会長宅に置く。
- 第10条 改定される本自主防災会の規定書には、当初制定日と最新の改定日を記載する。

以上